

議 第 4 号

義務教育の一層の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

義務教育は、各個人が有する能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培うことなどを目的としており、国は義務教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度により、教職員給与費の一部を負担するとともに、定数改善を行い、教職員の確保に取り組んでいる。

一方、義務教育の現場においては、いじめや不登校の未然防止・早期対応に加え、外国人や障害のある児童生徒への支援のほか、未来社会の姿として提唱されている Society 5.0 に向けた人材育成等、教職員に求められる役割が年々大きくなっている。

このような中、児童生徒に行き届いた教育を提供するためには、働き方改革を進めるとともに、安定した財源の下に十分な教職員を確保し、児童生徒一人ひとりに向き合える環境を整備することが重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、義務教育の質を高め、きめ細かい指導体制を確保するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級を推進するなど、義務教育の一層の充実を図るよう強く要請する。